

各介護サービス事業所・施設 御中  
(指定都市に所在する事業所・施設を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

## 令和4年度「介護サービス情報の公表」の実施について

今年度の情報公表制度の実施に当たっては、次の点にご留意ください。

### 1 調査票提出について

調査票の提出等の手続きについては、神奈川県指定情報公表センターホームページ (<https://center.rakuraku.or.jp/>) を活用します。期日までに報告してください。

**※県知事への基本情報及び運営情報の報告は事業者の義務**です。報告の内容は公表されることを前提に、内容を十分確認の上、報告してください（報告内容が事実と相違している場合、虚偽報告として、介護保険法に基づく処分の対象となる場合があります）。

### 2 手数料について

#### (1) 納付方法等

納付可能な金融機関は納入通知書に記載がありますので、確認の上、**令和4年10月27日(木)**までに納付してください（ゆうちょ銀行及び郵便局では納付することができません）。

なお、詳細については、本事務連絡に同封されている『令和4年度 神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を除く）「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等』の4～6ページをご覧ください（留意事項は、神奈川県指定情報公表センターホームページにも掲載されています）。

#### (2) 訪問調査を行わない場合の取り扱い

訪問調査を行わない事業所でも、公表事務にかかる情報公表手数料は必要です。

なお、今年度中に廃止を予定している事業所については、**令和4年10月27日(木)**までに下記のURLからアクセスの上、電子申請システムでご提出ください。

- 申出書（廃止・休止）（様式第2号）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=37113](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37113)

### 3 訪問調査について

#### (1) 調査の対象

以下の年度に新規指定を受けたサービスが調査対象となります。

- ① 平成12年度（2000年4月1日～2001年3月31日）の新規指定
- ② 平成15年度（2003年4月1日～2004年3月31日）の新規指定
- ③ 平成18年度（2006年4月1日～2007年3月31日）の新規指定
- ④ 平成21年度（2009年4月1日～2010年3月31日）の新規指定
- ⑤ 平成24年度（2012年4月1日～2013年3月31日）の新規指定
- ⑥ 平成27年度（2015年4月1日～2016年3月31日）の新規指定
- ⑦ 令和2年度～令和3年度（2020年4月1日～2022年3月31日）の新規指定
- ⑧ 令和4年度の新規指定（2022年4月1日～）※みなし指定以外



※ 手数料におけるグループ内の複数のサービスで指定年度が異なっている場合、主たるサービスに併せて附帯するサービスの調査を行います。詳細は、『令和4年度神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を除く）「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等』の7～8ページの「7. 訪問調査」をご覧ください。

## (2) 調査日の予約

神奈川県指定情報公表センターホームページのトップページに掲載されている「調査予約ログイン」画面から予約をしてください（計画通知書に記載の「調査日の予約期間」内に予約してください。）。ログイン時には計画通知書に記載の訪問調査の予約ID等が必要になります。

## (3) 調査の免除について

第三者性がある評価機関に次のア～オに規定する評価を令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に受審した事業所にあつては、事業者自らの申し出によって、情報公表制度に係る訪問調査を免除します。

- ア 福祉サービス第三者評価
- イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- ウ 介護サービス評価
- エ 特定施設外部評価
- オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

令和3年度中に上記アからオのいずれかの評価を受審し、調査の免除を希望する場合は、**令和4年10月27日（木）**までに下記のURLからアクセスの上、電子申請システムでご提出ください。

※ 訪問調査が免除になった場合、訪問調査に係る手数料は不要になります。訪問調査免除申請書をご提出の際は、**訪問調査免除申請の結果通知が届くまで、手数料は納付しないようにお願いします。**

### ● 訪問調査免除申出書

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=37157](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37157)



## (4) 調査機関の変更

調査を担当する調査機関は、1回に限り変更することができます。

ただし、特定の調査機関を選択することはできませんのでご了承ください。

変更を希望する場合は、**令和4年10月27日（木）**までに電子申請システムでご提出ください。

### ● 調査機関変更申出書

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=37158](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37158)



（ 問合せ先  
在宅サービスグループ 早川  
電話 045-210-1111 内線 4840 ）